

許認可等の有効期間の延長等について

令和元年台風第十九号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年政令第129号）が公布・施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定されたことを受けて、被害者の権利利益の保全措置を講じることとされ、一定の地域の方々を対象に、許可等の期間（有効期間）の延長措置等がとられることとなりました。

1 対象となる方

- (1) 令和元年10月10日時点で、福島県内に居住している方（警備業にあつては、主たる営業所の所在地）で西会津町、北塩原町、湯川村及び昭和村以外に居住の方
- (2) 上記以外で被災したと客観的に認められる方

2 措置の内容

- (1) 令和元年10月10日から令和2年3月30日までに期間が満了するもので、個別の申出によることなく、満了日が令和2年3月31日まで延長されるもの。

対象者	延長される内容
講習修了証明書の交付を受けている者	講習修了証明書を有効に行使できる期間
現に許可済猟銃を所持している者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。）	技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。）	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃刀法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。）	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
合格証明書の交付を受けている者	合格証明書を有効に行使できる期間
教習修了証明書の交付を受けている者	教習修了証明書を有効に行使できる期間
銃刀法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（銃刀法第7条の3第2項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者	猟銃又空気銃の所持の許可の有効期間

銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者	更新された猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間
銃刀法第4条又は第6条の規定による許可を受けた者	許可後、銃砲又は刀剣類を所持するまでの期間
教習資格認定証の交付を受けている者	教習資格認定証の有効期間
警備業法第5条第2項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第7条第2項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者	認定証の有効期間

(2) 令和元年10月10日から令和2年3月30日までに期間が満了するもので、個別の申出に応じて、令和2年3月31日を限度として、満了日が延長されるもの。

<p>◎ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業及び特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）に係る相続承認の申請の期間
<p>◎ 火薬類取締法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可証の有効期間 火薬類の運搬証明書の有効期間
<p>◎ 銃刀法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 射撃競技、公演、催しに用いられる銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間 国際競技に参加する外国人に対する銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間 仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間 一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの期間 上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間
<p>◎ 警備業法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 成績証明書又は講習会修了証明書を有効に行使できる期間 警備業法第5条第2項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第7条第2項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者の認定証の有効期間であって、対象区域に住所を有しない者等に係るもの

(3) 令和元年10月10日以降に履行期限が到来する義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったもので、令和2年1月31日までに履行すれば責任を問われないもの。

<p>◎ 風営法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 風俗営業等を相続承認しない場合における許可証の返納義務 風俗営業等の許可申請書の記載事項に変更があったとき等における届出書の提出義務 風俗営業等を廃止したとき等における許可証等の返納義務 風俗営業等に係る営業所における管理者の選任義務 店舗型性風俗特殊営業等を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務 管理者講習を受講させることができないときにおける書面の提出義務
<p>◎ 古物営業法関係</p> <ul style="list-style-type: none"> 許可申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務 古物営業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への許可証の返納

義務

- ・ 古物競りあっせん業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務
- ・ 認定を受けた古物競りあっせん業者の認定申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務

◎ 質屋営業法関係

- ・ 質屋を廃業したときにおける都道府県公安委員会への届出義務
- ・ 質屋の営業内容に変更が生じたときにおける都道府県公安委員会への届書の提出義務
- ・ 質屋が死亡したときにおける都道府県公安委員会への届書の提出義務
- ・ 質屋が廃業したとき等における許可証の返納義務

◎ 銃刀法関係

- ・ 所持することとなった銃砲又は刀剣類が許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて都道府県公安委員会の確認を受ける義務
- ・ 銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が死亡し当該許可が失効した場合等における許可証等の返納義務
- ・ 銃砲又は刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務
- ・ 教習射撃場等を管理する者が教習射撃指導員等を選任したとき等における都道府県公安委員会への届出義務
- ・ 教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付ける義務
- ・ 教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付けた場合における都道府県公安委員会への届出義務

◎ 警備業法関係

- ・ 警備業を廃止したときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務
- ・ 認定申請書等の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務
- ・ 警備業を廃止したとき等における認定証の返納義務及び都道府県公安委員会への届出書の提出義務
- ・ 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の選任義務
- ・ 指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の返納義務
- ・ 機械警備業務に係る基地局を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務

◎ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律関係

- ・ インターネット異性紹介事業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出義務

◎ 探偵業法関係

- ・ 探偵業を廃止したとき又は届出書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務

